

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月
鈴鹿市立飯野小学校

はじめに

本校では、「いじめの防止」を推進するため、今まで学校が取組んできていることや、今後大切にしていける取組についてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

1 いじめの防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っています。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくっています。

（1） 授業において

自分で考えたことや仲間との対話を通して、感じたことや学んだことを伝え合ったり、聴き合ったりすることで自信を深めたり、仲間とのつながりをより強く感じたりすることができます。こうした経験の継続によって、自ら学ぶことや仲間との関わることへの意欲が高まり、やがては生きる意欲を育むことにつながるよう日々の教育実践を積み重ねていきます。

（2） 仲間づくりにおいて

＜子どもたちの心がつながり合う仲間づくりをすすめる＞

一人ひとりの存在が大切にされ、認められるという基本的な信頼関係を築くことが何よりも大事であると考え、仲間づくりの実践をすすめています。

「すべての子どもたちに居場所をつくり、生きる意欲を育む」を学校経営ビジョンとし、学級や学校をすべての児童が安心・安全に生活できる場所にします。さらに、日々の授業や行事等において、すべての児童生徒が共に高め合い、活躍できる場面を多くします。このような取組を通して、いじめのない学校づくりを推進します。

一人ひとりの存在が尊重され、だれもが安心して過ごせる仲間づくりへの意識を高める取組を進めています。

2 いじめ防止啓発

- (1) 「『いじめ』に関する指導の手引」を有効活用しています。
 - ① いじめの様態や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で周知し，平素から教職員の共通理解を図ります。
 - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により，予防対策，早期発見，早期対応，解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) いじめとは何か具体的に児童に指導する機会を設定します。
- (4) いじめに関するリーフレットを保護者に配付し，学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (5) 「人権作文」や「人権ポスター」，「いじめ防止啓発ポスター」等を作成するなど，いじめ防止への意識高揚を図ります。
- (6) 各種相談機関を周知します。
 - ① 「いじめSOSテレホン（０５９－３８２－９２５０）」
 - ② 「いじめSOSメール（ijimesos@suzuka-city.lg.jp）」
 - ③ 「不登校や発達障害に関する相談電話（０５９－３８２－９１４０）」（鈴鹿市子ども家庭支援課）
 - ④ 「子ども人権相談（０５９－３８４－７４２２）」
 - ⑤ 「児童虐待，不登校，養育等（０５９－３４７－２０３０）」（北勢児童相談所）
「児童虐待，不登校，養育等（０５９－３８２－９７９４）」（鈴鹿児童相談所）
 - ⑥ 文部科学省２４時間いじめ相談ダイヤル（０１２０－０－７８３１０）（全国共通ダイヤル）

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いです。些細な兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもって，早い段階からの的確に関わりをもち，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知しています。

- (1) 日常的な取組
 - ① 個人ノートや生活ノート等，教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握し，個人面談や家庭訪問を行っています。
 - ② 学校生活の中での児童に目を配っています。
 - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して児童の見守りを行っています。
- (2) 児童に，「いじめアンケート」を実施し，いじめの状況を把握しています。
- (3) 「いじめアンケート」を基にして，教職員が児童に対して面談による教育相談を適時実施し，児童の不安や心配事等の心の状況を把握しています。
- (4) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに，被害児童の心のケアを最優先に行います。また，必要に応じて，加害児童のケアも行います。
- (5) 緊急な被害児童の心のケアに対しては，臨床心理士等の派遣を教育委員会に依頼します。
- (6) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
 - ① 「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の学習の場を設定します。

②教職員が「ネットモラル」の研修を積極的に行います。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害児童を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の児童からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第一報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、主幹教諭、各学年代表、生活指導担当、教育相談担当、養護教諭、人権教育担当、スクールカウンセラーです。なお、必要な場合、学校運営協議会委員に参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図ります。
 - ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、児童及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「命と根っこの教育推進部会」(生活指導委員会)を設置しています。
 - ① 構成員は、管理職・教務主任・生活指導担当・養護教諭・各学年担当等です。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について協議しています。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携してきています。

- (1) P T A及び学校運営協議会と協働しています。
- (2) 事案により、保育園、保育所、認定こども園、幼稚園、他の小学校、学童、放課後等デイ、中学校と連携し、情報共有を行っています。
- (3) 主任児童委員、民生委員・児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会、市民センター等と連携しています。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と児童の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させない指導をお願いします。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見したとき、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 児童として

- (1) 一人ひとりが、自分の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の児童に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ります。

- (1) 鈴鹿警察署（生活安全課）
- (2) 平田交番

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ります。

- (1) 鈴鹿児童相談所 北勢児童相談所
- (2) 鈴鹿市子ども政策部子ども家庭支援課
- (3) 鈴鹿市教育委員会事務局教育支援課

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施します。また、当該の児童及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 児童が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 欠席日数が30日に満たなくとも、一定期間連続して欠席しているような場合は、重大事態として迅速に調査に着手します。

いじめが起こった場合のフロー図 飯野小学校

